

## 規約3

# 北海道高等学校家庭・福祉に関する学科設置校教頭会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、北海道高等学校家庭・福祉に関する学科設置校教頭会と称し、事務局を理事長の在任校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互に研究、連絡、協議等を行い、各学校の経営向上に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、北海道高等学校家庭・福祉に関する学科設置校の教頭を会員として組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡、調整、情報交換等。
- (2) 研究会、講演会、見学会等の開催。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(役員と任務)

第5条 本会の役員と任務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長 1名 理事長を補佐し、理事長不在のときは会務を代行する。
- (3) 監事 1名 本会の会務及び会計を監査する。
- (4) 顧問 本会の運営について助言し、会の発展を援助する。

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、北海道高等学校長協会家庭部会長校の教頭とする。
- (2) 副理事長は、理事長校に近い学校の会員より選出する。
- (3) 監事は、理事長の指名により選出する。
- (4) 顧問は、北海道高等学校長協会家庭部会長とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員が生じたときは、第6条により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議等)

第8条 本会の会議等は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会議等は、必要に応じて開催し、家庭科教育に関する必要な事項の審議を行う。
- (2) 研究協議会は、必要に応じて開催し、家庭科教育に関する研究及び情報交換を行う。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、必要に応じて徴収する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。

## 北海道高等学校家庭・福祉に関する学科設置校教頭会申し合わせ事項

【役員を選出について】

- (1) 理事長は、当面のあいだ、北海道江別高等学校教頭とする。
- (2) 副理事長は、当面のあいだ、北海道当別高等学校教頭とする。
- (3) 監事は、当面のあいだ、北海道三笠高等学校教頭とする。

この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。